

つくば国際大学 動物実験に関する細則

本学において実施する動物実験を安全、且つ円滑に実施するため、以下の細則を定める。

1. 研究実施場所における細則
2. 教育訓練に関する細則
3. 緊急時の対応に関する細則

研究実施場所における細則

第 1 条 この細則は、つくば国際大学において動物実験を行う際の研究実施場所となる実験室および学生実習室(以下「実験室」という)の使用に関する必要事項を定める。

第 2 条 動物実験責任者は実験室の使用に際して、以下の届出をしなければならない。

(1) 新たに実験室で動物実験を行おうとした場合、「動物実験責任者」は、事前に別紙様式第 6 の「研究実施場所使用申請書」を学長に申請するものとする。

(2) 動物実験での実験室の使用を中止する場合、動物実験責任者は、別紙様式第 7 の「研究実施場所使用中止申請書」を学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の(1)と(2)の申請について、動物実験委員会(以下「委員会」という)に審査を付託するものとする。審査はつくば国際大学動物実験規程第 4 条第 1 項に基づいて行われるものとする。

第 3 条 実験動物管理者は、動物実験に使用した実験室および実験動物を保管した場所について「研究実施場所の自己点検票」(別紙様式第 8)に従って年に一度、自己点検を行わなければならない。自己点検票は管理者を通して学長に提出する。学長は、受けた報告に基づき問題点等があった場合、その改善点の協議を管理者及び動物実験委員に付託する。

第 4 条 動物実験責任者および動物実験実施者は、実験室において動物実験等を行う際、以下に従って動物が逃亡しないよう細心の注意を払わなければならない。

(1) 実験中、使用していない動物を入れるケージ等の蓋は閉める。使用動物数が少ない(20 匹程度以下)の場合、目視により動物が逃亡しないように常に監視する。

(2) 実験室の出入口には扉を開閉した際に動物の室外への逃亡を防ぐため、ネズミ返しを設置する。実験等で実験動物が実験室内にいる場合は、扉とネズミ返しを同時に開放してはならない。

(3) 逃亡した動物が隠れる恐れがあり、且つ隠れた場合に、捕獲の困難が予測される狭所は事前にガムテープ等で塞いでおく。

(4) 実験室には、逃亡した動物を捕獲するための用具(捕獲ネット等)を備える。

第 5 条 実験室において動物が逃亡した場合、動物実験責任者および動物実験実施者は、以下の手順に従って速やかに対応しなければならない。

(1) 現場を離れない。

(2) ケージ等の蓋が閉じていることを確認し、速やかに動物を捕獲する。

(3) 床に逃亡した場合、捕獲具(捕獲ネット等)を用いる。

(4) 実験室内での捕獲が困難な場合、一旦扉を閉めて退室し、実験動物管理者に連絡をし、応援を要請する。

(5) 動物が実験室外に逃亡した場合、動物実験実施者は「実験動物に関する緊急時対応」に従い、動物実験責任者を通して速やかに実験動物管理者および事務局担当事務員に

連絡する。実験動物管理者には状況や脱出経路等を報告し、適切な指示を受けて捕獲に努める。

- (6) 実験室外に逃亡した動物を捕獲した際には、微生物的な観点から実験責任者と協議の上、実験の緊急度、重要度等を勘案し、安楽死処分を検討する。
- (7) 実験室外への逃亡事故について、動物実験責任者は「動物実験に関する事故等の報告書」（別紙様式第9）を作成し、管理者を通して学長に提出する。学長は、受けた報告に基づき再発防止に向けた改善点の協議を管理者及び動物実験委員に付託する。

第6条 実験動物を実験室に搬入し実験に用いるまでの間、以下に従って実験室内に実験動物を保管しなければならない。

- (1) 実験動物を保管している実験室は、動物実験責任者および動物実験実施者以外の者の立ち入りを原則として禁じる。
- (2) 実験室内で動物を保管する場合、搬入後直ちに動物を専用のケージに移さなければならない。ケージには、動物に過度なストレスがかからない程度の匹数を入れる。この際、給餌や給水等は十分な状態にし、これらの状況を定期的に監視し、問題があった場合、記録する。
- (3) 実験動物の実験室内での保管は原則 48 時間以内とし、保管の際には実験動物に過度なストレスが掛からないように、且つ実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で照明、温度、湿度等を適切に保ち、臭気、騒音等への対策を講じなければならない。また、これらの状況を定期的に監視し、記録しなければならない。
- (4) 実験等で動物をケージから取り出した後は、ケージのフタを確実に閉め、動物が容易に逃亡できないような措置を講ずる。

第7条 実験終了若しくは中断し、その後実験動物を保管しない場合、動物実験実施責任者はつぐば国際大学動物実験規程第3項及び第4項に従って、動物の死体や廃棄物等を適切な方法で処理しなければならない。

- (1) 実験責任者は、速やかに致死量の麻酔薬の投与などにより、できる限り苦痛を伴わない方法で実験動物を安楽死させる。
- (2) 実験動物の死体については、ビニール袋に入れるなどして施設外への搬出まで冷凍保管するなど、人の健康および生活環境を損なうことのないように適切な措置を講じる。
- (3) 動物実験実施者は実験で使用した廃棄物、実験廃液などについては、人の生活環境を損なうことのないように適切に廃棄する。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

教育訓練に関する細則

第 1 条 この細則は、つくば国際大学において動物実験を計画・実施する者(動物実験責任者および動物実験実施者)及び実験動物管理者を対象に行う教育訓練に関する事項を定める。

第 2 条 本学において動物実験を計画・実施する動物実験責任者および動物実験実施者は、事前に教育訓練を受けなければならない。但し、学生実習等において実験処置の区分がカテゴリー A(既に死亡している実験動物を使用する場合、或いは実習等に先立ち予め担当教員(動物実験責任者、或いは動物実験実施者)が安楽死処置した実験動物を用いる場合など)では、動物実験に関する教育訓練は必要としない。

2 教育訓練は「動物の愛護及び管理に関する法律」、環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」および本学動物実験委員会規則に基づき、以下の事項について行う。ただし、他の大学や研究所等で数年以内に動物実験に関する教育訓練を受けた者に対しては、(1)～(2)については省略することができ、(4)～(7)については周知のみとすることができる。また、(3)については、必要に応じて実技訓練を行うものとする。

- (1) 適正な動物実験実施と安全管理
- (2) 動物実験倫理
- (3) 実験動物(主にマウスとラット)の取り扱い方
- (4) 実験室における動物実験に関する細則
- (5) 逃亡防止と逃亡時の対応
- (6) 緊急時対応

第 3 条 実験動物管理者、動物実験委員会委員、動物実験責任者および動物実験実施者は、動物実験に対する理解を深めるため、公益社団法人日本実験動物学会が公開している動物実験に関する教育訓練用教材「e-learning 動物実験の実践倫理」(動画)を閲覧するものとする。

第 4 条 実験動物管理者は、学長の命により公私立大学実験動物施設協議会等が開催する実験動物管理者等研修会を受講するものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

緊急時の対応に関する細則

第1条 この細則は、つくば国際大学において動物実験等に関する緊急時の対応を定める。

第2条 実験動物を用いた実験中、或いは一時保管中に地震、火災等の災害が発生した場合、動物実験実施者は「実験動物に関する緊急時対応」に従い、動物実験責任者を通して速やかに実験動物管理者および事務局担当事務員に連絡する。実験動物管理者には状況を報告する。

- 2 動物が逃亡した場合、実験動物管理者への連絡の際に状況や脱出経路等を報告し、適切な指示を受けて捕獲に努める。
- 3 動物実験責任者は事故等の状況について「動物実験に関する事故等の報告書」（別紙様式第9）を作成し、学長に提出する。学長は、受けた報告に基づき事故再発防止に向けた改善点の協議を管理者及び動物実験委員に付託する。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。